

石川県公報

平成 26 年 4 月 7 日 (月曜日)

号 外

(第 43 号)

目 次

規 則			
○石川県組織規則の一部を改正する規則	(行政経営課)	1	○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人 事 課) 4
訓 令			○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課) 4
○石川県文書管理規程の一部改正	(総務課)	3	○グループ制に関する運営規程の一部改正 (同) 8

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十九号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表企画振興部の項中「情報政策課」を削り、同表環境部の項中「地球温暖化対策室」を「温暖化・里山対策室」に改め、「里山創成室」を削り、同表農林水産部の項中「農業政策課」の下に「里山振興室」を加え、「経営対策課」を削り、同条第六項の表人事課の項の次に次のように加える。

行政経営課

情報システム室

第三条第六項の表農業政策課の項中「農業人材政策室、中山間地域振興室」を「農業参入・経営戦略推進室」に改める。

第六条第二項の表行政経営課の項に次の二号を加える。

- 8 行政の情報化の推進に関する事。
- 9 行政情報ネットワーク及びシステムの整備及び運用に関する事(他課の分掌事務を除く)。

第六条第三項の表総務事務管理室の項の次に次のように加える。

情報システム室

第一項の表行政経営課の項第八号及び第九号に掲げる事務

第六条の二第一項の表地域振興課の項に次の一号を加える。

- 9 地域情報通信基盤の整備に関する事。

第六条の二第一項の表情報政策課の項を削り、同条第五項の表広報広聴室の項中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条第一項の表薬事衛生課の項第二号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条第三項の表食品安全対策室の項中「第一項の表薬事衛生課の項第十二号」を「第一項の表薬事衛生課の項第十一号」に改める。

第七条の二の表地球温暖化対策室の項中「地球温暖化対策室」を「温暖化・里山対策室」に改め、同項に次の一号を加える。

- 5 多様な主体の参画による里山里海の利用保全に関する事。

第七条の二の表里山創成室の項を削る。

第八条第一項の表産業政策課の項第一号中「経営支援課及び交流政策課」を「及び経営支援課」に改める。

第八条の二の表企画調整室の項第四号から第六号までを削り、同表観光振興課の項中第十二号を第十五号とし、第一号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の前に次の三号を加える。

- 1 観光に関する企画の立案及び推進に関する事。
- 2 他道府県在住石川県人(会)との連絡に関する事。
- 3 観光関係団体の育成指導に関する事。

第九條第一項の表農業政策課の項中第十二号から第十六号までを削り、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

- 11 農業振興地域整備計画に関する事。
- 12 農村地域工業導入に関する事。
- 13 農地の転用の規制並びに土地利用の調整に関する事。
- 14 国有農地及び開拓財産に関する事。

第九條第一項の表農業政策課の項中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 22 農業経営の改善に関する事。
- 23 地域農業の振興に関する事。

第九條第一項の表農業政策課の項中第三十号を第三十一号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

- 24 経営構造対策事業に関する事。

第九條第一項の表農業政策課の項の次に次のように加える。

里山振興室	<ul style="list-style-type: none"> 1 里山里海に関する施策の総合的な企画及び調整に関する事。 2 里山里海における生業の創出に関する事。 3 里山里海の資源を活用した地域づくりに関する事。 4 世界農業遺産「能登の里山里海」に関する事。 5 中山間地域等直接支払事業に関する事。 6 多面的機能支払事業に関する事。 7 環境保全型農業直接支援事業に関する事。 8 山村振興事業に関する事。 9 棚田保全対策に関する事。
-------	--

第九條第一項の表生産流通課の項中第十七号を第二十号とし、第九号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号の前に次の一号を加える。

- 11 食農教育に関する事。

第九條第一項の表生産流通課の項第八号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 9 農畜林水産物の加工及び商品開発に関する事。

第九條第一項の表生産流通課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 6 環境保全型農業の推進に関する事。

第九條第一項の表経営対策課の項を削り、同表農業基盤課の項第十四号を同項第二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 21 国土調査に関する事。

第九條第一項の表農業基盤課の項第十三号を第二十号とし、同号の前に次の四号を加える。

- 16 土地改良団体に関する事。
- 17 土地改良財産に関する事。
- 18 農業水利に関する事。
- 19 換地事務に関する事。

第九條第一項の表農業基盤課の項第十二号を同項第十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 13 国営土地改良事業に関する事。
- 14 ふるさと・水と土保全基金事業に関する事。

第九條第一項の表農業基盤課の項第十一号中「基盤整備促進事業」を「農業基盤整備促進事業」に改め、同項中同号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

- 1 農業農村整備事業の企画及び調整に関する事。

第九条第一項の表農業基礎課の項に次の一号を加える。

- 23 大日川ダム管理事務所(洪水調整に関する)を除く。)に関する。

第九条第一項の表農業安全課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号の次に次の一号を加える。

- 16 鳥獣による農林被害対策に関する。

第九条第一項の表農業安全課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、同条第三項の表農業人材政策室の項を次のように改める。

農業参入・経営戦略推進室	第一項の表農業政策課の項第十六号から第二十四号までに掲げる事務
--------------	---------------------------------

第九条第三項の表中山間地域振興室の項を削り、同表技術管理室の項中「第一項の表農業政策課の項第二十四号から第二十六号」を「第一項の表農業政策課の項第三号及び第二十五号から第二十七号」に改める。

第十二条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「地球温暖化対策室、里山創成室」を「温暖化・里山対策室、里山振興室」に改め、同条第二項の表業務主任の項中「業務主任」を「業務主任
業務副主任」に改める。

第十五条第七号の表企画調整室の項第三号中「中山間地域活性化事業」を「里山里海の振興に係る事業」に改め、同項に次のように加える。

- 18 鳥獣による農林被害対策に関する。

第十五条第十号の表建設課(石川土木総合事務所に限る。)の項中	「 道路建設係 外環状道路建設係 河川砂防係 」	を	「 道路建設係 河川砂防係 都市施設係 」	に
--------------------------------	--------------------------------------	---	-----------------------------------	---

改め、同表建設課(石川土木総合事務所を除く。)の項に次のように加える。

- 13 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)の施行に関する(南加賀土木総合事務所にあつては加賀市、能美市及び小松市の区域(加賀市及び能美市の区域にあつては、建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。))を、県央土木総合事務所にあつては金沢市の区域を、中能登土木総合事務所にあつては七尾市の区域を除く。)

第十五条第十号の表備考2の表建築課(津幡土木事務所に限る。)の項に次のように加える。

- 13 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する。

第十六条第八号の表中

病院建設推進課	企画係 建設係	県立中央病院の建設に関する。	を
---------	------------	----------------	---

病院建設推進課	企画係 建設第一係 建設第二係	県立中央病院の建設に関する。	に改め、
---------	-----------------------	----------------	------

同条第十号の表中「指導課」を「支援課」に改める。

第十九条第五項中「及び水産総合センター」を削り、「部長」を「担当部長」に改め、同条第六項中「課長補佐」の下に「保健環境センター」を加え、同条第十二項中「及び業務主任」を「業務主任及び業務副主任」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月八日から施行する。

訓 令

石川県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成26年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中「情報政策課」を削り、「地球温暖化対策室」を「温暖化・里山対策室」に改め、「里山創成室」を削り、

「農業政策課」を「農 政」に改め、

「農業政策課」を「農 政」に改め、

「里山振興室」を「里」に改め、

「経営対策課」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月8日から施行する。

石川県訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1の15の項中「水環境創造課」を「温暖化・里山対策室」に改め、同表中36の項を37の項とし、25の項から「里山創成室」を削り、「廃棄物対策課」を削る。

35の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の24の項中「経営対策課」を「農業基盤課」に改め、同表中同項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項の次に次のように加える。

22	里山振興室	事務職員	作業服	1	3	現場指導監督等の業務に従事する職員に限る。
		技術職員	雨外とう	1	3	
			ゴム長靴	1	3	

別表第2の11の項中「自然保護課」を「自然環境課」に改め、同表の21の項中「農業政策課」を「農業政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月8日から施行する。

石川県訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表環境部長専決事項の地球温暖化対策室の欄第1号を同欄第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成11年法律第111号）

1 第四条第七項の規定による市町が作成する地域連携保全活動計画に対する同意

別表第1第2号の表環境温暖化対策部専決事項の欄中「地球温暖化対策室長専決事項」を「温暖化・里山対策室長専決事項」に改め、同欄第1号中1を5とし、5の前に次のように加える。

- 1 第三百三十四条第一項の規定による里山保全再生協定の認定
- 2 第三百三十五条第一項の規定による里山保全再生協定の変更の認定
- 3 第三百三十六条の規定による里山保全再生協定の廃止に係る届出の受理
- 4 第三百三十七条第一項の規定による里山保全再生協定の認定の取消し

別表第1第2号の表環境部専決事項の里山創成術の欄及び里山創成術長専決事項の欄を削り、同表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第4号中4を10とし、3を9とし、9の前に次のように加える。

- 5 第三十六条第四項の規定による調停案の受諾の催告
- 6 第三十九条第一項の規定による特定利用権の設定の裁定
- 7 第四十一条の規定による特定利用権に係る貸借権の解除の承認
- 8 第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する第三十九条第一項の規定による遊休農地を利用する権利の設定の裁定

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第4号中2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第四条第一項の規定による農地の転用の許可
- 2 第五条第一項の規定による転用のための農地又は採草放牧地の所有権等の設定又は移転の許可

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第4号に次のように加える。

- 11 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)第一条の規定による改正前の農地法(12において「旧法」という。)第七十一条の規定による売渡し後の検査
- 12 旧法第七十二条第一項の規定による売り渡した土地等の買戻しに係る買収の決定
- 13 第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、第10号を削り、第9号を第14号とし、第5号から第8号までを5号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の5号を加える。

五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

- 1 第六条第一項の規定による農業振興地域の指定
- 2 第七条第一項の規定による農業振興地域の区域の変更又は区域の指定の解除
- 3 第八条第四項(第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による市町の農業振興地域整備計画の協議
- 4 第九条第一項の規定による県の定める農業振興地域整備計画の策定
- 5 第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更
- 6 第十三条第三項の規定による市町の定める農業振興地域整備計画の変更をするために必要な措置の指示
- 7 第十三条の二第三項の規定による交換分合計画の認可
- 8 第十五条の二第一項の規定による農用地区域内における開発行為の許可

六 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)

- 1 第五条第八項の規定による市町が定める実施計画の協議

七 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)

- 1 第五条第一項の規定による基本方針の策定
- 2 第五条第五項の規定による基本方針の変更
- 3 第六条第六項の規定による市町の基本構想の協議及び同意
- 4 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第三条及び第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業経営基盤強化促進法(以下この号において「旧法」という。)第七条第一項の規定による農地保有合理化事業規程の承認
- 5 旧法第八条第一項の規定による農地保有合理化事業規程の変更及び廃止の承認
- 6 旧法第十条第一項の規定による改善の命令
- 7 旧法第十一条第一項の規定による承認の取消し

八 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)

- 1 第三条第一項の規定による基本方針の策定
- 2 第三条第四項の規定による基本方針の変更
- 3 第十三条の規定による監督上必要な命令
- 4 第二十条の規定による農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除
- 5 第二十二條第二項の規定による業務の委託の承認

九 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)

- 1 第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による市町の指定する市民農園区域の協議
- 2 第七条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による市町の認定する市民農園の開設の同意

別表第1第2号の表農業政策課長専決事項の欄中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

五 農地法施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百八十五号)附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる同政令による改正前の農地法による不動産登記に関する政令(昭和二十八年政令第百七十三号)

- 1 第一条の規定による登記の嘱託

六 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)

- 1 第九条第二項の規定による県が定めた農業振興地域整備計画に係る軽微な変更

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄及び農業政策課長専決事項の欄の次に次のように加える。

農林水産部長専決事項	里山振興室長専決事項
一 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号) 1 第八条の規定による山村振興計画の作成に係る協議に対する同意	

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の経済対策課の欄及び経済対策課長専決事項の欄を削り、同表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第1号中「農業基盤課の所管に属する事項に限る。」を「昭和二十四年法律第九十五号」に改め、同号中9を26とし、26の前に次のように加える。

- 21 第九十八条第六項の規定による審査の申立てに対する裁決
- 22 第九十八条第八項、第九十九条第一項、第一百条第二項及び第一百条の二第二項の規定による交換分合計画の認可
- 23 第九十九条第八項(第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出に対する決定
- 24 第二百二十二条第二項の規定による公告後の土地の形質変更等の許可
- 25 第二百五条の二の規定による都市計画審議会等の意見の聴取

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第1号中8を20とし、7を19とし、6を18とし、5を17とし、17の前に次のように加える。

- 9 第五十二条の二第一項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の適否の決定及び通知
- 10 第五十二条の四第一項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の認可
- 11 第五十二条の四第二項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の変更に対する適否の決定及び通知並びに認可
- 12 第五十七条の二第一項及び第三項(第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による管理規程の認可及び変更又は廃止の認可(第九十六条の四において準用する場合は、協議)
- 13 第六十七条第二項の規定による土地改良区の解散の認可
- 14 第七十二条第二項の規定による土地改良区の合併の認可
- 15 第七十七条第二項の規定による土地改良区連合の設立の認可

16 第八十一条の規定による土地改良区連合の所属土地改良区の数の増減の認可

別表第1第2号の表農林水産部所管事務の農業振興課の欄第1号中4を8とし、2及び3を削り、1を7とし、7の前に次のように加える。

- 1 第八条第一項(第四十八条第九項、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良事業計画及び定款の適否の決定
- 2 第九条第二項(第四十八条第九項、第五十二条の二第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出に対する決定
- 3 第十条第一項の規定による土地改良区の設立の認可
- 4 第三十条第二項の規定による土地改良区の定款の変更の認可
- 5 第三十六条第八項の規定による特定受益者に対する経費の徴収の認可
- 6 第三十九条第五項の規定による土地改良区の滞納処分の認可

別表第1第2号の表農林水産部所管事務の農業振興課の欄第1号に次のように加える。

- 27 第百三十五条第一項の規定による土地改良区の解散命令
- 28 第百三十六条の規定による土地改良区の総会又は総代会における決議、選挙等の取消し

別表第1第2号の表農林水産部所管事務の農業振興課の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

二 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)

- 1 第七十二条第一項第一号の規定による県が行つた国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産(県が管理受託者であるものを除く。)に係る事務の処理

別表第1第2号の表農林水産部所管事務の農業振興課の欄に次の2号を加える。

五 石川県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和四十二年石川県規則第二十二号)

- 1 第八条の規定による受託財産が滅失し、又は損傷した場合の報告の受理
- 2 第十四条の規定による土地改良財産の譲与を受ける者との協議

六 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)

- 1 第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県計画の策定及び国土交通大臣への報告
- 2 第十九条第二項の規定による成果の認証
- 3 第十九条第三項の規定による国土交通大臣等の承認の申請

別表第1第2号の表農業振興課所管事務の欄中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

一 土地改良法

- 1 第五十二条の四第一項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の軽微な変更の認可
- 2 第八十六条第二項の規定による国営土地改良事業の適否の決定に係る事前協議
- 3 第八十七条の二第七項の規定による国営土地改良事業の計画の決定に係る事前協議
- 4 第八十七条の二第十五項において準用する第八十七条の二第七項の規定による国営土地改良事業の計画の変更に係る事前協議

二 土地改良法施行令

- 1 第五十九条第一項の規定による受託土地改良財産の他目的使用許可
- 2 第五十九条第二項の規定による承認申請
- 3 第六十条の規定による受託土地改良財産の滅失及び損傷の報告
- 4 第六十一条の規定による受託土地改良財産に係る改築、追加工事等の承認申請
- 5 第六十四条の規定による受託土地改良財産に係る毎年度の管理状況の報告
- 6 第六十九条の規定による承認の申請及び報告の進達

別表第1第2号の表農業振興課所管事務の欄に次の1号を加える。

五 国土調査法

- 1 第六条の三第二項の規定による年度事業計画の決定
- 2 第六条の三第三項の規定による国土交通大臣への協議

3 第六条の二第五項の規定による関係市町又は土地改良区等への通知

4 第十九条第五項の規定による認証申請

附 則

この訓令は、平成26年4月8日から施行する。

石川県訓令第8号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成26年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1総務部の部総務課の項中「、公益法人グループ」を削り、同部行政経営課の項中「企画調整グループ、」を削り、「行財政改革推進グループ」の次に「、IT利活用推進グループ、ネットワーク管理グループ」を加え、同表企画振興部の部企画課の項中「管理グループ」の次に「、計画グループ」を加え、同部地域振興課の項中「企画管理グループ、地域振興グループ」を「地域づくり支援グループ、移住推進グループ」に改め、同部情報政策課の項を削り、同表県民文化局の部文化振興課の項中「企画管理グループ」を「管理グループ、文化企画グループ」に改め、同表健康福祉部の部厚生政策課の項中「管理グループ」を「管理・援護グループ」に、「生活自立支援・援護グループ」を「生活自立支援グループ」に改め、同部県立中央病院建設推進室の項中「建設グループ」を「建設第一グループ、建設第二グループ」に改め、同表環境部の部地球温暖化対策室の項中「地球温暖化対策室」を「温暖化・里山対策室」に改め、「エコライフ推進グループ」の次に「、里山保全推進グループ」を加え、同表観光戦略推進部の部観光振興課の項中「管理グループ」の次に「、企画グループ」を加え、同表農林水産部の部中

農業政策課	管理業務グループ、団体指導グループ、河北潟干拓地振興グループ、農業人材育成グループ、連携推進グループ	を
-------	--	---

農業政策課	管理業務グループ、団体指導グループ、農地計画グループ、河北潟干拓地振興グループ、農業参入・人材政策グループ、農業経営戦略グループ	に改め、同部生産
里山振興室	生業づくりグループ、世界農業遺産推進グループ、里山振興グループ	

流通課の項中「企画普及グループ」の次に「、生産振興グループ」を加え、「、地産地消グループ、園芸振興グループ、農業振興グループ」を削り、同部経営対策課の項を削り、同部農業基盤課の項中「管理グループ」の次に「、企画調整グループ」を、「農地保全グループ」の次に「、国営・指導グループ」を加え、同部農業安全課の項中「消費者対策グループ、農畜産安全グループ、生産環境グループ」を「農業安全対策グループ、畜産安全対策グループ」に改め、同表土木部の部道路建設課の項中「橋梁・指導グループ」を「橋梁グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月8日から施行する。